

【平成25年第4回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成25年12月18日 市民委員長 廣田 健一

- 「議案第147号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例指定制度の市民への周知について

本市は他都市に先駆けて本制度を導入している。また制度の周知のため、NPO法人向けのセミナーを開催するなど、積極的に本制度の市民への周知に取り組んでいる。

《意見》

* 本議案において条例指定対象となる団体の中には、参考資料にある事業説明も抽象的で実際の活動内容が分かりづらい団体も含まれている。政治活動を行っていないか行政が事前に厳しく精査すべきであり、当該団体の活動内容が不透明であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第148号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第149号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 消費税増税による今後の影響額について

平成24年度決算を基に試算した影響額は、市場使用料と施設使用料を合わせると、北部市場が2,154万円、南部市場が325万8,000円となっており、合計で2,479万8,000円の見込みである。

《意見》

* 事業者にとっては経営が困難な状況の中、今回の条例改正によって更に負担が増えることは明らかである。これまでも消費税増税自体に反対しており、本市事業者への消費税増税分の転嫁は行うべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第150号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」

《意見》

- * 消費税増税自体に反対しており、本市事業者への消費税増税分の転嫁は行うべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第151号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 消費税増税による今後の影響額について

競輪の開催日数を年間220日と仮定した場合、売店使用料は年間で23万円増加する見込みである。

《意見》

- * 消費税増税自体に反対の立場から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第152号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 消費税増税による今後の影響額について

平成25年度予算を基に試算した影響額は、1,282万2,000円の見込みである。

- * 条例改正による一般市民への影響について

今回の条例改正で影響を受ける部分は、川崎競輪場を借り上げて競輪を施行する者が支払う使用料であるため、一般市民への影響はないものと考えている。

《意見》

- * 消費税増税自体に反対の立場から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第160号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 消費税増税による今後の影響額について

平成25年度予算を基に試算した影響額は、857万3,000円の見込みである。

《意見》

- * 消費税増税自体に反対の立場から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第174号 川崎市体育館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者の選定時点での評価について

選定においては指定管理予定者から体力アップ、筋力アップ、柔軟体操など様々な観点からの提案を受けており、それぞれ基準点を上回っている。民間活用推進委員会では当該指定管理予定者について特に懸念材料はないことを委員から確認している。

* 本市主催・共催スポーツ大会等の優先予約について

本市で開催される大規模なスポーツ大会のうち、本市が主催・共催する全市規模以上の大会や本市が関わるスポーツ振興に資する全国大会等については、主催者である市や団体が事前の調整会議において優先的に予約できるよう配慮している。

《意見》

* 指定管理予定者に対し、管理能力の向上を目指した指導をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第175号 川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該指定管理予定者を選定した判断基準について

従前の当施設における指定管理の実績に基づき具体的な提案がなされ、全ての項目で高い評価点となっている。映像機器導入による情報発信やふるさと発見コースの新設、大山街道サポーターズクラブの立ち上げなど、工夫に富んだ提案により、地域活動の支援を効果的かつ効率的に行うことができるものと判断した。

《意見》

* これまでもしっかりと指定管理者としての義務を果たしてきたものと認識しているが、今後の新たな展開について本市も積極的に支援してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第176号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者に対する近隣住民からの評価について

近隣の幼稚園と連携したイベントの開催や、地域団体のお祭りへの協力などにより、地域と良好な関係を築いており、近隣住民からも喜ばれている状況である。

* 新たな提案の内容について

樹木に囲まれている土地柄もあり、地元町内会などが参加するあじさいの植

裁事業による景観向上に向けた取組や、早野地区の炭を当該施設で購入し、炭焼きの伝統を絶やさないということを利用者へ伝承するといった取組など、地域と連携する内容の提案があった。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第177号 川崎市産業振興会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 産業振興会館の果たす役割について

産業振興会館は、本市の地域経済の活性化に関して非常に大きな役割を持っており、市内中小企業を支援する舞台となる場所と捉えている。今後も産業振興会館と連携しながら、市内中小企業への支援を積極的に行っていきたいと考えている。

* 産業振興会館の駐車場の利用状況について

産業振興会館の駐車場として、荷さばき用スペース2台分を含む10台分が確保されている。年4回実施している利用者アンケートでは特に駐車場に関する意見は出ていないが、来場者が駐車できない場合は近隣の民間駐車場を案内するなどの対応を行っている。

* 指定管理予定者の理事長就任の経緯について

産業振興会館の業務は、経済の国際化や高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応していくことが必須であり、理事長は副市長の経験からこれらの業務に精通し、幅広い知見を有するため就任されたものと聞いている。

* 事業収入とその他の収入の内容について

事業収入はパソコン研修など有料の講習会開催による収入である。また、その他の収入は川崎市ロボット競技会等の大会開催時に企業等から受領する協賛金等である。

《意見》

* 産業振興会館を訪問する市民は立場上、駐車場の利用に不満があっても言い出しづらい状況にあると思われる。駐車場内には障害者専用区域など一般車が使用できないものも含まれているため、一般車両の駐車台数の増加を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第178号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者制度の導入による取引の公平性の担保について

指定管理者の業務は、場内事業者からの利用料の徴収や施設の維持管理など施設管理に関する業務が主要なものであり、許認可や取引に関する卸売市場の本来業務については、職員3名の配置を予定しており、職員が引き続き業務を行うことで、市場における取引の公平性を担保していきたいと考えている。

*** 北部市場への指定管理者制度導入の可能性について**

今回、本市として初めて南部市場に指定管理者制度を導入するため、その導入の効果を一定期間検証しながら、今後の北部市場への導入の可能性について検討していきたいと考えている。

*** 大規模修繕等の際の対応及び今後の利用料変更の可能性について**

利用料金制を導入することにより、施設利用料約9,500万円及び売上高に係る利用料約1,800万円の合計約1億1,300万円が指定管理者の収入となる。警備や清掃、250万円以下の軽易な修繕工事は指定管理者が自ら行い、250万円を超える経費が掛かる大規模な修繕に関しては市が実施していく予定である。利用料については今後の経営安定化や景気変動のあった時点で改めて再検討したいとの提案が指定管理予定者から出されている。

《意見》

* 指定管理者制度に移行しても法的な責任が担保されることは理解した。卸売市場は市民の食の安全を守る大切な施設であり、市民の関心も非常に高い。今後も引き続き安定した運営を行うよう尽力してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第187号 川崎市港湾振興会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 東京オリンピックのビーチバレー誘致について**

東京オリンピックの開催に向け、川崎マリエンの「JOC認定バレーボール競技強化センター」認定を引き続き受けられるよう取り組むとともに、九都県市首脳会議において東京オリンピックに向けた連携が確認されたこともあり、積極的に関与していきたいと考えている。

《意見》

* 本市に是非、東京オリンピックのビーチバレー関連施設が誘致されるよう、引き続き努力してほしい。

* 港湾振興会館の果たす重要な役割については十分理解しているが、市民への周知が今一步という印象がある。市民に広く親しまれるイベント開催などを通して、港湾振興会館を港のシンボルと位置付けるなど、市民にとって身近な施設となるような工夫を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第66号 病児・病後児保育事業の拡大に関する請願」

《請願の要旨》

病児保育事業の創設と、既存の病後児保育施設や民間病児保育施設の活用を含めた幅広い検討を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

病児・病後児保育事業は、国の補助要綱において規定されている。本市はいくつかある類型のうち病後児対応型を推進しており、幸区、高津区、多摩区内において病後児保育事業を実施している。

病児保育の課題は、施設併設又は専用施設で実施することが望ましいこと、病気の回復期でないため、急変等に対し迅速な対応が必要となること、さらに予約制のため、キャンセルも多く事業の不安定性から開設するにあたり慎重となることなどである。

事業協力医師の確保、後方支援としての代替医師の調整、児童急変時の連携病院の確保などのため、また、市内診療所における統一的な指示書や安価で統一的な金額による市内一律な取扱いの仕組みづくりが必要となることから、事業の安定性・継続性を担保するため、本市と川崎市医師会の連携・協力体制の強化が必要であると考えている。このため、病児保育事業の委託契約については、川崎市医師会と委託契約を締結する予定である。

平成26年4月に中原区内に病児保育施設を設置する予定である。中原区内への整備完了により、病児又は病後児保育施設の無い行政区が3区（川崎区、宮前区、麻生区）となるため、この未設置区への病児保育施設の開設を優先し、計画や予算について関係局と協議するとともに、既存の病後児保育から病児保育への転換について検討を進めていく予定である。

本請願に対する本市の考え方として、請願要旨1「病児保育事業の創設」については、平成26年度に開設を予定している中原区内の施設から病児対応を図り、病児保育事業を展開していきたいと考えている。

また、請願要旨2「その創設に当たっては既存の病後児保育施設や民間病児保育施設の活用を含め、幅広く検討が行われること」については、市民サービスの提供の公平性や継続性の担保のため、未設置の3区への整備を優先して考えるとともに、引き続き統一的な指示書や金額による、市内一律な取扱いにより施設を運営することを基本として、既存の病後児保育施設が病児対応できるかについても並行して検討を進める必要があると考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 病後児保育施設の予約申込者数の実態について

利用率は年間平均で50%から65%程度であるが、風邪やインフルエンザなどの病気の流行によって、利用者が急激に増加することもあり、そのような場合は定員以上の申込みが殺到し、キャンセル待ち状態となる。

* 病後児保育施設における予約のキャンセルについて

病後児保育施設は回復期の利用が前提となるため、予約をしても利用の前に回復したり、保護者が休暇を取得できたり、親族が保育可能となるなど、様々な状況の変化により予約がキャンセルされることが多いと聞いている。

* 既存病後児保育施設の委託料等について

各施設の委託料については、エンゼル幸が約2,400万円、エンゼル高津が約2,100万円、エンゼル多摩が約3,400万円である。また、事業収入すなわち利用者負担金は、エンゼル幸とエンゼル高津がそれぞれ約250万

円、エンゼル多摩が約400万円となっており、おおむね利用定員を反映した
ものとなっている。

*** 予約キャンセル数の増減と委託料の関係について**

委託料の中には医師、看護師及び保育士の人件費が含まれている。本市の病
後児保育施設においては、当日キャンセルがあった場合でもキャンセル料を受
け取っておらず、人件費にも変化がないため、委託料への影響は特にな
いものと思われる。

*** 国からの支援状況について**

現時点での本事業に関する国からの補助金は、3施設合わせて年間約1,5
00万円となっている。国における検討会議の中で、病児・病後児保育施設へ
の補助拡充について今後検討することが示されている。

*** 病後児保育施設の病児保育施設への転換による影響について**

病後児保育施設では医師は巡回により対応しているが、病児保育施設へ転換
した場合は医師派遣方法の変更を検討しなければならないため、人件費の増加
により委託料に影響があるものと思われる。

*** 他都市の病児・病後児保育事業に係る医師会との関係について**

他都市においても、医師会を通じて事業者の選定や公募などを行っている
ところもあると聞いている。

*** 病後児保育施設と病児保育施設の職員体制について**

本市の実施要綱では、病後児保育施設においては、利用児童2名につき看護
師又は保育士1名以上としている。国の補助要綱では、病児保育施設におい
ては、看護師は利用児童10名につき1名以上、保育士は利用児童3名につ
き1名以上の配置が求められている。病後児保育施設の配置数が病児保
育施設の配置要件を満たしているため、既存の病後児保育施設が病児
対応を行っていくことについて人員配置上の問題はないものと考えてい
る。

*** 保育所における発熱の対応について**

本市が所管する保育所においては、38度以上の発熱があった場合、保護
者に連絡し通常のお迎え時間より早い時間でのお迎えをお願いしている。

*** 病児・病後児保育施設の設置に係る今後の展開について**

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において子ども・子
育て支援事業計画を策定する必要があるが、その計画の中で病児・病後
児保育施設に関する施設数、規模及び配置等について慎重に検討を進め
る予定である。まずは未設置の3区への設置を優先し、各区1か所の施設
確保を目指していきたいと考えている。

*** 民間病児保育施設の届出義務について**

現在、本市内における民間病児保育施設は、高津区の1か所のみである。
なお、民間病児保育施設については市に対し届出又は報告の義務はない。

*** 民間事業者への委託の可能性について**

未設置区へ事業を展開する際、本市としては川崎市医師会と連携して事
業を進めていく予定であるが、民間事業者の活用についても今後検討を
進める中で

可能性はあると思われる。

《意見》

- * 設置場所によっては区民が通いづらいつらい状況も想定される。行政の努力も理解しているが、病児・病後児保育事業は市民の要望も非常に強い事業であるため、各区1か所にこだわらず、一刻も早い新施設の設置をお願いしたい。
- * 子どもにとっては病気のときに親が面倒を見てくれることが最も心強く、またそれが本来あるべき姿との意見もある。本市の施策として、単に「預け場所があるから預ける」ということを促してよいのか、懸念が残る。また、行政施設より民間施設の活用を優先することは市の責任として問題はないのか、今後も慎重に検討してほしい。
- * 民間事業者の参入により、利用者の選択肢を増やすことも市民のためには有効であると思われる。また、1万2,000人以上が署名している本請願の願意は重く受け止めなければいけない。厳しい経営状況の中、市民のために身を削って運営している事業者が存在することを考えると、何らかの支援も含め今後の対応を検討してほしい。
- * 子どもが病気の際に施設を利用するか否かは保護者にとっても苦渋の選択となる。本来は、子どもが病気になったとき保護者が休めるような環境を整備することが重要である。ワーク・ライフ・バランスの考え方を進め保護者が休暇を取りやすくなるよう、民間企業の協力も得られるような施策の推進を検討してほしい。
- * 予約キャンセル数が多いということは、逆に言えば元気になる子どもが多いということであり、喜ばしいことと受け止めなければいけない。今後についても、ある程度のキャンセルは想定した上での事業展開を行ってほしい。
- * 認可保育所の整備については、質が担保されることを前提に株式会社の参入も広く認めているところである。事業展開に際し地域医療の中核である川崎市医師会との連携を求めるのは当然であるが、他の可能性も考慮に入れた幅広い検討をお願いしたい。

《取り扱い》

- ・ 財源の面などまだ不完全な部分が残されているが、願意はほぼ本市の方向性と合致しており、議会としても後押しをしていくべきであると考え、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択